

～がんばる中小企業を応援する条例です。～

「沖縄市中小企業振興基本条例」が 平成23年12月21日から施行されました！

沖縄市中小企業振興基本条例とは？

・地域の雇用や経済を支える中小企業の振興に関する基本事項を定め、関係者が協働して中小企業の振興を図り、地域活性化に取り組むことを表現した、理念型の条例です。



どうして必要？

・本市の事業所の99%は中小企業であり、経済活動の全般にわたって重要な役割を果たしているだけでなく、労働者の個人所得、消費活動、雇用問題など、市民生活全般に多大な影響を与えています。

近年の経済のグローバル化や人口減少社会の到来など、中小企業を取り巻く環境は一層厳しくなっており、このような経済的社会的環境変化の中、本市経済の発展と市民生活を向上していくためには、これまで以上に中小企業の振興施策を推進することが求められています。

条例の特色は？

1. 行政、中小企業者等、市民それぞれの役割などを明確化しました。
2. 「人材育成」「商店街の振興」「観光サービスの発展」「地域資源の利活用」「中小企業者の受注機会の増大」といった、沖縄市の地域特性を考慮した施策を盛り込んでいます。
3. 市産品の利活用や中小企業団体への加入などの相互連携・協力を中小企業者等の役割の一つに決めました。
4. 市は、中小企業の実態を把握し、意見を施策に反映するよう努めます。

条例が制定されたらどうなるの？

1. 中小企業振興の目的や基本方針、基本的施策が明確になることで、まちづくりの計画や施策等に反映し、中小企業に対してより一層の効果的な支援を行えると考えます。
2. 中小企業者等の役割や市の責務を明確にし、市民の理解や協力を求めることで、地域が一体となって沖縄市の成長、発展に取り組むことが併せて可能となります。
3. 本条に盛り込まれている「意見の反映等」により、行政は継続的に中小企業者との意見交換を行い、中小企業者の方々のご意見・ご要望を聞くことで、効果的な施策への反映が期待できます。



条例の構成

